

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名： 屋久島町

令和8年7月27日公表

※町長部局、屋久島町議会、屋久島町教育委員会、屋久島町農業委員会、屋久島町選挙管理委員会含む

○女性の職業生活に関する機会の提供に関する実績

I 職員の男女の給与の額の差異（必須）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	93.8 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	84.9 %
全職員	67.7 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	105.4 %
本庁課長補佐相当職	88.7 %
本庁係長相当職	98.3 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	81.7 %
31～35年	98.5 %
26～30年	96.9 %
21～25年	92.5 %
16～20年	97.8 %
11～15年	89.8 %
6～10年	119.2 %
1～5年	82.5 %

【説明欄】

※勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

- ・男性の 66.1%は任期の定めのない常勤職員である一方、女性における任期の定めのない常勤職員は 26.6%にとどまる。
- ・扶養手当や住居手当については、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している割合が多く、令和 7 年 4 月 1 日時点での手当の受給者に占める男性職員の割合は扶養手当が 80.4%、住居手当が 87.5%である（任期の定めのない常勤職員）。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（必須）

区分	令和 8 年度
管理的地位にある職員	6.3 %

【説明欄】

※令和 8 年 4 月 1 日時点

- ・管理的地位にある職員：全体 17 人、女性 1 人
- ・男性職員に対する管理的地位にある男性職員の割合は 11.4%、女性職員に対する管理的地位にある女性職員の割合は 2.2%である。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（必須）

区分	令和 8 年度
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	6.3 %
本庁課長補佐相当職	29.4 %
本庁係長相当職	35.1 %

【説明欄】

※令和 8 年 4 月 1 日時点

- ・本庁部局長・次長相当職：0 人
- ・本庁課長相当職（課長・参事）：全体 17 人、女性 1 人
- ・本庁課長補佐相当職（統括係長、専門員）：全体 22 人、女性 5 人
- ・本庁係長相当職（係長、主幹）：全体 50 人、女性 13 人
- ・なお、係長級未満の職員については、全体 86 人、女性 24 人の 38.7%となっている。

Ⅳ 採用した職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
一般事務職	20.0 %
農業技術	— %
畜産技師	— %
保健師	— %
土木技師	— %
文化財専門職	0.0 %
林業技師	— %
情報職	— %
船舶職員	— %
管理栄養士	— %
医師	0.0 %

【説明欄】

※令和8年4月1日採用職員

- ・任期の定めのない常勤職員を対象とした。
- ・一般事務職：全体5人、女性1人
- ・文化財専門職：全体1人、女性0人
- ・医師：全体1人、女性0人

Ⅴ 採用試験の受験者の総数に占める女性の割合

区分	令和7年度
一般事務職	28.6 %
農業技術	— %
畜産技師	— %
保健師	100.0 %
土木技師	— %
文化財専門職	0 %
林業技師	— %
情報職	— %
船舶職員	— %
管理栄養士	100.0 %

【説明欄】

※令和7年中に実施した試験

- ・任期の定めのない常勤職員を対象とした。
- ・一般事務職：全体21人、女性6人
- ・保健師：全体2人、女性2人
- ・文化財専門職：全体1人、女性0人

VI 職員に占める女性職員の割合

職員区分	令和8年度
任期の定めのない常勤職員	24.9 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	65.3 %
全職員	45.0 %

【説明欄】

※令和8年4月1日時点

- ・任期の定めのない常勤職員：全体 177 人、女性 44 人
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員：全体 176 人、女性 115 人

○職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

Ⅶ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況（必須）

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	18.2 %
女性	100.0 %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	— %
女性	100.0 %

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	0.0 %	0.0 %	— %	0.0 %
1 週間以上 2 週間未満	50.0 %	0.0 %	— %	0.0 %
2 週間以上 1 月以下	50.0 %	0.0 %	— %	0.0 %
1 月超 3 月以下	0.0 %	0.0 %	— %	0.0 %
3 月超 6 月以下	0.0 %	0.0 %	— %	0.0 %
6 月超 9 月以下	0.0 %	0.0 %	— %	0.0 %
9 月超 12 月以下	0.0 %	100.0 %	— %	100.0 %
12 月超 24 月以下	0.0 %	0.0 %	— %	0.0 %
24 月超	0.0 %	0.0 %	—	—

【説明欄】

※令和7年中に子が出生した職員が対象。

- ・常勤職員の男性：育児休業対象者 11 人、取得者 2 人
- ・常勤職員の女性：育児休業対象者 1 人、取得者 1 人
- ・会計年度任用職員の男性：育児休業対象者無し
- ・会計年度任用職員の女性：育児休業対象者 1 人、取得者 1 人

Ⅶ 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得率並びに合計取得日数の分布状況

1. 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得率

区分	令和7年度
配偶者出産休暇	72.7 %
育児参加のための休暇	45.5 %

2. 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の合計取得日数の分布状況

合わせて5日以上 の休暇を 取得した職員の割合	平均取得日数
27.3 %	2.8 日

【説明欄】

※令和7年中に子が出生した男性職員が対象。

- ・任期の定めのない常勤職員を対象とした。
- ・対象者数 11 人、うち配偶者出産休暇取得者 8 人、育児参加のための休暇取得者 5 人

Ⅷ 職員の勤務時間の状況（必須）

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	12.2 時間／月
内部部局等以外	4.7 時間／月

【説明欄】

- ・内部部局等は本庁勤務職員とした。
- ・任期の定めのない常勤職員を対象とした。

Ⅸ 年次休暇等の取得状況

平均取得日数	取得日数が5日未満の 職員の割合
12.8 日	8.4 %

【説明欄】

※令和7年実績（暦年）

- ・休暇取得日数の5日ごとの分布状況において、10日以上15日未満の職員の割合が33.7%であり、一番高い。